

世帯分離の届出について

住民票上の世帯構成を変更するための「世帯変更届」において、受理をお断りするケースが多数発生しております。

税・保険・福祉分野をはじめとして、各種公的サービスは住民票の世帯構成を基に提供・徴収されますが、世帯の定義※に反して「公的サービスの内容を不當に有利にすることを目的とした届出をしようとするトラブルが多発

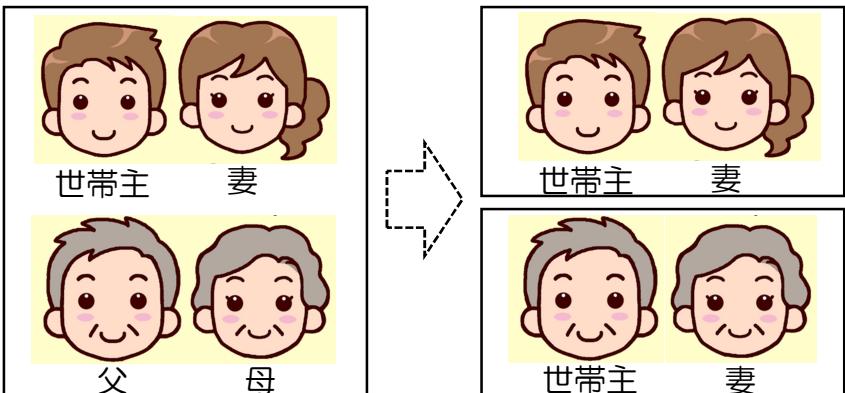
ています。

※ 世帯の定義とは、「居住及び生計をともにする者の集まり、又は単独で居住し、生計を維持する者」をいう

【世帯分離とは】

世帯員の一部が独立した生計を営むようになり、同じ住所であっても複数の世帯主が住んでいる状態となった場合の届出。

※ 夫婦は、民法上の相互扶助義務があり、原則として世帯分離できません。



次の場合は、世帯分離届ができませんので、ご注意ください。

【届出ができない事例】

- ・医療費、健康保険料、介護保険サービス利用料等を軽減する目的で、同一生計であるにもかかわらず「世帯分離届」を提出しようとした。
- ・給付金等を受給する目的で、同一生計であるにもかかわらず「世帯分離届」を提出しようとした。
- ・住居について、水道メーターが別ではないにもかかわらず「世帯分離届」を提出しようとした。
※ 現地調査を実施します。
- ・他世帯員の税法上の被扶養親族又は扶養親族であるにもかかわらず「世帯分離届」を提出しようとした。